

厚生労働省委託事業

令和6年度 国及び地方公共団体向け障害者職業生活相談員資格認定講習 募集要綱

1. 目的

国及び地方公共団体の職員が、障害者の職業生活全般にわたる相談、指導に関する事項を習得することを目的に「e-ラーニング・システム(富士通LMS)」を活用し実施するものとする。

2. 受講対象者

(1) 5人以上の障害者が勤務する国及び地方公共団体等の事業所(選任義務事業所)であって、新たに相談員を選任する必要がある事業所において、相談員として選任されている職員のうち、認定講習を受講する必要がある者。

(2) 選任義務事業所において、既に相談員として選任されている職員のうち、認定講習を受講する必要がある者。

※1. 民間の事業所に雇用される者については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による認定講習の対象とし、本講習の受講対象外とする。

※2. ひとつの期における受講希望者が1,000名を超える場合、e-ラーニング・システムの都合により、その時点で受講受付を停止し、次の期での受講受付とする。

3. 講習受講申込及び受講期間について

	申込期間※1	ID及び仮パスワード 連絡メールの送信期日※2	受講期間※3
第1期 6・7月講習	R6年6月10日(月)～ R6年6月21日(金)	R6年6月27日(木)	R6年6月24日(月)～ R6年7月19日(金)
第2期 8・9月講習	R6年7月22日(月)～ R6年8月2日(金)	R6年8月16日(金)	R6年8月19日(月)～ R6年9月20日(金)
第3期 10・11月講習	R6年9月24日(火)～ R6年10月4日(金)	R6年10月18日(金)	R6年10月21日(月)～ R6年11月22日(金)
第4期 12・1月講習	R6年11月25日(月)～ R6年12月6日(金)	R6年12月20日(金)	R6年12月23日(月)～ R7年1月24日(金)
第5期 2・3月講習	R7年1月20日(月)～ R7年1月31日(金)	R6年2月14日(金)	R7年2月17日(月)～ R7年3月14日(金)

※1. 上記2のとおり、申込期間内であっても、受講希望者が1,000人を超えた時点で次期の受講となること。次期の受講となる場合は、※2の期日までにメールで連絡すること

※2. メール送信は申込み開始日以降随時行われるが、最遅で送信期日までには送信するとの意。

※3. ID及び仮パスワード連絡メール受講期間の開始日より前に送信された場合でも、開始時期まで受講ができないこと。

4. 受講方法

(1) 受講申込完了後、e-ラーニング・システムより「ID及び仮パスワード」が、システムからのメールにより申込みフォームに記載した受講者のメールアドレス宛に発行・送付される。

(2) 受講者は、この「ID及び仮パスワード」を使い、ログインし、パスワードを再設定の上、システムに本登録(受講登録)を行う。

(3) 受講登録の際や、その後のログインの際、パスワード間違いのログインを5回行うと、セキュリティの都合上、自動的に使用制限が掛かること。その場合も、e-ラーニング・システム上で、ご自身でパスワードの再発行手続きができるため、システム上の案内に従うこと。

(4) 本登録の際のパスワードの設定に関しては、英小文字と数字の2種を使い8文字以上の組合せとする。

(5) 登録完了後、システムの使用が可能となり、全5科目・26コンテンツの講習動画の視聴や、全コンテンツ視聴を条件に習熟度確認テストを受けることができる。

5. 受講定員

1期ごと最大1,000名とする。上記3の※1に留意すること。

6. 参加費

不要

7. 受講申込み手続き

- (1) 受講申込みに際しては、当該講習の受講受付管理事務局にて実施する。
- (2) 申込先「認定講習受講受付管理事務局 宛」E-mail : cert@leanonme.co.jp
- (3) 申込受付期間内に、申込先へメールにて、別紙1の「認定講習受講申込フォーム」に必要事項記入の上、申し込みをするものとする。受講者個人からではなく、所属先である事業所毎にとりまとめて申し込むこと。
- (4) 「ID及び仮パスワード」の発行が受講期間より前に送信された場合であっても、開始時期まで受講はできないこと。紛失等ない様に管理すること。

8. 講習動画プログラム

別紙2参照

9. 研修受講および修了条件

- (1) カリキュラムの全ての科目を受講し、e-ラーニング・システム上の習熟度確認テストで100%(20/20問)の正答率を得ることを受講修了とする。
- (2) 習熟度確認テストは、受講期間内であれば何回でも受けることができる。
- (3) 講習動画の視聴、ならびに習熟度確認テストは上記受講期間内で全て終えなくてはならない。期間を過ぎた場合には、IDとパスワードが自動的に使用不可となるとともに、修了証書の発行もできないものとする。
- (4) 講習動画の視聴に際しては、システム管理者側で個々の視聴時間数を確認することができるため、視聴時間が講習動画ごとの映像時間数に満たないことを確認した者については、随時受講認定をしないものとする。

10. 修了証書の交付について

- (1) 修了証書については、上記9.の全要件を満たした者について交付する。
- (2) 修了証書は、e-ラーニング・システム上の「受講履歴参照」ページより、受講期間内にダウンロードし保管するものとする。
- (3) 習熟度確認テスト合格後、すみやかに修了証書をダウンロードすること。受講期間を過ぎると、ダウンロードすることができなくなるため、その点留意すること。期間を過ぎての修了証書の交付や、紛失等による再発行は一切行わないものとする。

11. 認定講習に関するお問い合わせ

・問い合わせは、受講者個人からではなく、所属先である事業所から行うこと。

NPO 法人ジョブコーチ・ネットワーク 認定講習事務局(担当:若尾・前田)

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-17-21 高砂武蔵ビルディング 703

TEL:048-762-6925

FAX:048-762-6926

E-mail:jc-net.office@bz04.plala.or.jp